

環境基本計画

1 根拠法令等

環境基本条例（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）

糸魚川市環境基本条例

糸魚川市環境審議会規則

環境基本法の概要

1 法律の目的（法第 1 条）

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

2 環境の保全についての基本理念（法第 3～5 条）

(1) 環境の恵沢の享受と継承等

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできな
いものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環
境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の
世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持
されるように適切に行われなければならない。

(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関
する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊
かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が
構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わ
れなければならない。

(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題
であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全
は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進
されなければならない。

3 地方公共団体の責務（法第 7 条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の
区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 環境の保全に関する基本的施策（法第 15 条）

政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下
「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

5 市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（法第 44 条）

市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条
例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置
くことができる。

糸魚川市環境基本条例の概要

1 条例の目的（第1条）

健全で恵み豊かな環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 基本理念（第3条）

- (1) 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われなければならない。
- (2) 環境の保全は、多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に行われなければならない。
- (3) 環境の保全は、環境への負荷の少ない循環を基調とし、持続的に発展することができる社会が構築されるように行われなければならない。
- (4) 環境の保全は、市、事業者及び市民等が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- (5) 地球環境の保全は、人類の共通の課題であることを認識し、国の内外の地域と連携しながら、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

3 市の責務（第5条）

基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 環境基本計画（第8条）

市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（「環境基本計画」）を定めなければならない。

5 環境基本計画に掲げる事項（第8条第2項）

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

6 計画の審議（第8条第3項）

市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映するよう努めるとともに、第24条に規定する糸魚川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

7 環境基本計画の公表（第8条第4項）

市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

8 環境審議会（第24条）

市長は、環境基本法第44条の規定に基づき、糸魚川市環境審議会を置く。

審議事項

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること
- (2) その他市長の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を審議すること

組織：市長が委嘱する委員15人以内

任期：2年とし、再任を妨げない。